

7土第568号
令和8年3月19日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

損害保険会社の保証証券等における電子保証の取扱い開始について

本県では、建設工事及び建設工事関連業務の受注者が発注者に書面で寄託している履行保証保険契約証書及び前払金保証契約証書について、書面による寄託の他、一部保証において電磁的方法による通知を認めているところですが、その対象を次のとおり拡大しますので、お知らせします。

1 対象

(1) 変更前

ア 保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）

(2) 変更後

ア 保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）

イ 損害保険会社の履行保証保険及び履行保証証券（履行ボンド）による契約保証

2 適用について

令和8年4月1日以降に契約する建設工事及び工事関連業務
（4月1日以前に契約した案件の変更契約を除く）

3 事務の流れ

別添の「電子保証の仕組み及びフロー」及び「受発注者用マニュアル」のとおり。

お問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

TEL：089-912-2643（係直通）